

2008 特殊目的船コード(MSC.266(84))

【仮訳】

平成 20 年 10 月

国土交通省海事局安全基準課

ANNEX 17

**RESOLUTION MSC.266(84)
(adopted on 13 May 2008)**

CODE OF SAFETY FOR SPECIAL PURPOSE SHIPS, 2008

THE MARITIME SAFETY COMMITTEE,

RECALLING Article 28(b) of the Convention on the International Maritime Organization concerning the functions of the Committee,

NOTING that specialized types of ships with unusual design and operational characteristics may differ from those of conventional merchant ships subject to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 (hereafter referred to as the "1974 SOLAS Convention"),

ALSO NOTING that, by virtue of the specialized nature of the work undertaken by these ships, special personnel are carried, who are neither crew members nor passengers as defined in the 1974 SOLAS Convention,

RECOGNIZING that certain safety standards supplementing those of the 1974 SOLAS Convention may be required for special purpose ships,

NOTING FURTHER that the Assembly, at its thirteenth session, adopted, by resolution A.534(13), the Code of Safety for Special Purpose Ships and authorized the Committee to amend the Code as necessary,

1. ADOPTS the Code of Safety for Special Purpose Ships, 2008 (2008 SPS Code), the text of which is set out in the Annex to the present resolution, as an amendment to the Code adopted by the Assembly by resolution A.534(13);
2. DETERMINES that the 2008 SPS Code supersedes the SPS Code adopted by resolution A.534(13) for special purpose ships certified on or after 13 May 2008;
3. INVITES all Contracting Governments to the 1974 SOLAS Convention to take appropriate steps to give effect to the present Code as soon as possible;
4. REQUESTS the Assembly to endorse the action taken by the Maritime Safety Committee.

付属書

2008 特殊目的船コード

目次

第1章	総 則
第2章	復原性及び区画
第3章	機関
第4章	電気設備
第5章	定期的に無人となる機関区域
第6章	防火
第7章	危険物
第8章	救命設備
第9章	無線通信
第10章	航行の安全
第11章	保安
付 録	特殊目的船の安全証書の書式

序 文

1 海上安全委員会は、SOLAS 条約の改正に伴い、本コードを最新のものにするため、また SOLAS 条約の適用要件の対象かどうかに関わらず、改訂版コードの任意適用範囲を広げ、訓練船が含まれるようにするため、決議 A.534(13)によって採択された特殊目的船コード (SPS コード) を第 84 回委員会において改正した。

2 本コードは、新規に建造された特殊目的船の国際的な安全基準を規定するために作成されたものであり、その適用により、特殊目的船の運航を容易にし、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約によって要求されるものと同等の船舶及びその乗船者の安全基準を設けている。

3 本コードの適用上、特殊目的船は、12 人を超える特殊乗船者（特別に船舶の運航業務に従事する必要があり、一般的な船舶の航行、技術、保守のために必要な者又は乗船者に対しサービスを提供する者に加えて運送される者）を運送する総トン数 500 トン以上の船舶のことである。

4 特殊乗船者は、船舶の配置について一通りの知識を有する身体的に健全な者であり、安全手順や船舶の安全装置の操作の訓練を受けていることになっているため、特殊乗船者が乗船する特殊目的船を旅客船として見なしたり取り扱ったりする必要はない。

5 本コードの安全基準の策定にあたっては、以下の事項を考慮することが必要とされた。

1. 運送される特殊乗船者の数、及び
2. 当該船舶の設計及び大きさ

6 本コードは、総トン数 500 トン以上の新造船を対象としているが、主管庁は、総トン数 500 トン未満の船舶に対し、本コードの規定を適用することとしてもよい。いずれの主管庁にも発効日を決定する裁量を与えるため、「新造船」の意味は定義されていない。

7 特殊目的船の運航を容易にするため、本コードは特殊目的船安全証書と称する証書を規定する。当該証書は、特殊目的船ごとに発給されなければならない。特殊目的船は、通常、SOLAS 条約で規定された国際航海に従事する場合、追加で SOLAS 安全証書若しくは主管庁が適当と認める場合において

- 1 旅客船の場合、SOLAS 免除証書 又は
- 2 貨物船の場合、必要に応じて SOLAS 免除証書

を保持しなければならない。

8 SOLAS 条約が適用されない、特殊乗船者を運送する船舶に対し、直ちに本コードを適用できることを想起し、海上安全委員会は主管庁に対し、合理的で実行可能な範囲でそのような船舶に本コードの基準を適用するよう要請する。

第 1 章

総 則

1.1 このコードの目的は、特殊目的船の設計基準、構造基準及び他の安全措置を勧告することである。

1.2 適用

1.2.1 第 8.3 項に規定する場合を除き、本コードは、2008 年 5 月 13 日以降に建造された総トン数 500 トン以上の特殊目的船に適用される。主管庁は、合理的かつ実行可能な限り、総トン数 500 トン未満の特殊目的船や 2008 年 5 月 13 日より前に建造された特殊目的船に対してもこれらの規定を適用することができる。

1.2.2 本コードは、移動式海底資源掘削船構造設備規則 (MODU コード) を満たす船舶に対しては適用しない。

1.2.3 本コードは、船上において労働を行わない労働要員を運送及び収容するために使用される船舶を適用の対象としない。

1.3 定義

1.3.1 このコードの適用上、以下に与えられた定義を適用する。このコードに使われてはいるが定義されていない用語は、SOLAS 条約に与えられている定義を適用する。

1.3.2 「幅 (B)」とは、船舶の中央において、金属製外板を有する船舶にあつてはフレームの外側から外側まで、他の材料の外板を有する船舶にあつては船体の外側から外側まで測った最大幅をいう。幅 (B) は、メートルで測るものとする。

1.3.3 「乗組員」とは、推進と安全な航行に必須の船舶、機関、装置及び設備の運航と保守をなし、又は、船上の他の人にサービスするすべての人をいう。

1.3.4 「IMDG コード」とは、海上安全委員会決議 MSC.122(75)によって採択された国際海上危険物規程 (改正を含む。) をいう。

1.3.5 「長さ(L)」とは、キールの上面から測った最小深さの 85 パーセントの位置における喫水線の全長の 96 パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれが大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあっては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線上に平行なものとする。長さ (L) は、メートルで測るものとする。

1.3.6 「LSA コード」とは、海上安全委員会決議 MSC.48(68)によって採択された国際救命設備規則 (改正を含む。) をいう。

1.3.7 「機関」とは、国際海事機関をいう。

1.3.8 「旅客」とは、次に掲げる者以外の者をいう。

- 1 船長及び乗組員並びにその他資格のいかんを問わず乗船して船舶の業務に雇用され又は従事する者
- 2 1 歳未満の乳児

1.3.9 ある場所の「浸水率」とは、その場所において水が占めることができる容積の、その場所の総容積に対する比率をいう。

1.3.10 「SOLAS」とは、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約 (改正を含む。) をいう。

1.3.11 「特殊乗船者」とは、旅客、乗組員、又は 1 歳未満の乳児以外の者であって、その船舶の特殊な目的、又はその船舶で実施される特殊な作業に関連して船舶で運送されるすべての者をいう。

特殊乗船者は、船舶の配置について一通りの知識を有する身体的に健全な者であり、出港前に安全手順や船舶の安全装置の操作の訓練を受けていることになっており、次のような者が含まれる。

- 1 研究、非営利探査、調査に従事するために乗船している科学者、技術者及び探査員。
- 2 海上の職務に必要な航海技術を養うための訓練や海上実習に従事する者。ただし、訓練は主管庁によって承認された訓練プログラムに従うこととする。
- 3 捕獲を行わない工船に乗船し、魚類、鯨又はその他の海の生物資源の加工を行う者。
- 4 救助船の救助要員、海底電線敷設船の敷設作用員、地震探査船の調査員、潜水作業支援船の作業員、パイプ敷設船の敷設作業員及びクレーン船のクレーン操作員 並びに、
- 5 第 1 項から第 4 項に示されている乗船者と同等であり、主管庁の判断により、この範ちゅうに入る他の乗船者。

1.3.12 「特殊目的船」¹とは、特殊な機能ゆえに、12人を超える「特殊乗船者」²を運送する、機械的推進力を有する自航式の船舶をいう。

1.3.13 「訓練プログラム」とは、船舶の運航に関するあらゆる教育や実習を行う、予め決められた講習のことであり、主管庁政府の海事機関が行う基本的な安全訓練と類似のものである。

1.4 免除

主管庁は、通常は特殊目的船として使われていない船舶であって例外的に1回限り特殊目的船として使われる船舶については、このコードの規定を免除することができる。ただし、その航海に相当であると主管庁が認める安全要件を満たすことを条件とする。

1.5 同等物

1.5.1 船舶に特定の若しくは特定の型式の取付け物、材料、器具、装置を取り付け若しくは備えること又は特定の措置をとること、又はあらゆる手続き又は措置が適合されるべきであることをこのコードが要求している場合において、試験その他の方法により他の若しくは他の型式の若しくはあらゆる特定の規則、措置、手続きがこのコードの要求するものと少なくとも同等の実効性を有すると認められるときは、主管庁は、船舶に当該他の若しくは当該他の型式の取付け物、材料、器具、装置、部品を取り付け若しくは備えること又はあらゆる当該他の規定、手続き又は措置をとることを認めることができる。

1.5.2 他の若しくは他の型式の取付け物、材料、器具、装置、部品、又は規定、手続き、措置、以降置き換えられる新規設計又は適用を主管庁が認める場合には、機関が細目を他の締約政府に対しその職員への情報として回章し得るよう、これらについての細目をその証明書とともに、機関に送付するものとする。

1.6 検査

あらゆる特殊目的船は、本コードの規定をカバーする SOLAS 条約の貨物船の検査（タンカーを除く。）を受ける。

1.7 証書

1.7.1 1.6 項の規定に従って検査された後、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が証書を発給する。いずれの場合においても、証書については主管庁が全責任を負う。

1.7.2 証書は、このコードの付録に定める様式に合致した形で発給国の公用語で作成する。使用言語が英語又は仏語でない場合は、これらの言語の1つへの翻訳を含むものとする。

¹ 補助的で非常用に機械的推進力を備えている場合、訓練用帆船は、主管庁の判断により「機械的手段による推進力を有さない」船舶として分類してもよい。

² SOLAS 条約で規定されているように、船舶が12人を超える旅客を運送する場合、当該船舶は、SOLAS 条約によって規定される旅客船であるため、特殊目的船と見なしてはならない。

1.7.3 証書の期間と効力は、SOLAS 条約の貨物船に対する各規定によって決まる。

1.7.4 証書が総トン数 500 トン未満の特殊目的船に対し発給される場合には、当該証書には、第 1.2 項に従って受け入れられた緩和の程度を示すものとする。

第 2 章

復原性及び区画

2.1 特殊目的船の非損傷時復原性は、2007 (2008) 非損傷時復原性コード B 部 2.5 項の規定に従わなければならない。

2.2 特殊目的船の区画及び損傷時復原性は、船舶を旅客船、特殊乗船者を旅客とみなし、以下のように SOLAS 条約第 II-1 章第 6.2.3 規則に従って算出される「R」値を用い、通常、SOLAS 条約の第 II-1 章の規定に従わなければならない。

1. 最大搭載人員 240 人以上の船舶の場合、「R」値に R を与える。
2. 最大搭載人員 60 人以下の船舶の場合、「R」値に 0.8R を与える。
3. 最大搭載人員が 60 人を超え、240 人に満たない場合、「R」値は、上記第 1 項と第 2 項で与えられる「R」値間における線形補間により決定されなければならない。

2.3 第 2.2.1 項が適用される特殊目的船に対し、船舶を旅客船、特殊乗船者を旅客とみなし、SOLAS 条約附属書第 II-1 章第 8 規則及び第 8-1 規則並びに第 II-1 章第 B-2 部、第 B-3 部及び第 B-4 部の規定を適用しなければならない。ただし、第 II-1 章第 14 規則及び第 18 規則は適用しない。

2.4 第 2.2.2 項又は第 2.2.3 項が適用される特殊目的船に対し、第 2.5 項の規定を除き、船舶を貨物船、特殊乗船者を乗組員とみなし、SOLAS 条約附属書第 II-1 章第 B-2 部、第 B-3 部及び第 B-4 部の規定を適用しなければならない。ただし、第 II-1 章第 8 規則及び第 8-1 規則を適用する必要はなく、第 II-1 章第 14 規則及び第 18 規則は適用しない。

2.5 すべての特殊目的船は、旅客船として SOLAS 条約附属書第 II-1 章第 9 規則、第 13 規則、第 19 規則、第 20 規則、第 21 規則及び第 35-1 規則の規定に従わなければならない。

第 3 章

機関

3.1 3.2 項に従うことを条件として、SOLAS 条約附属書第 II-1 章 C 部の規定に適合しなければならない。

3.2 操舵装置

すべての設備は SOLAS 条約附属書第 II-1 章 C 部第 29 規則の規定に従うものとする。ただし、240 人以下の乗船者を運送する特殊目的船の設備は、適用可能な場合は第 29.6.1.2 規則に従い、及び、240 人を超える乗船者を運送する特殊目的船の設備は、適用可能な場合に

は第 29.6.1.1 規則の規定に従うものとする。

第 4 章

電 気 設 備

4.1 4.2 項及び 4.3 項に従うことを条件として、SOLAS 条約附属書第 II-1 章 D 部の規定に適合しなければならない。

4.2 非常電源

4.2.1 60 人以下の乗船者を運送する特殊目的船の設備は、SOLAS 条約附属書第 II-1 章 D 部第 43 規則に従うこととし、加えて長さ 50 メートルを超える特殊目的船は同部の第 42.2.6.1 規則の規定に従うものとする。

4.2.2 60 人を超える乗船者を運送する特殊目的船の設備は SOLAS 条約第 II-1 章 D 部第 42 規則の規定に従うものとする。

4.3 電撃、火災その他の電氣的危険の予防手段

4.3.1 設備はすべて SOLAS 条約附属書第 II-1 章 D 部第 45.1 規則から 45.10 規則までの規定に適合しなければならない。

4.3.2 60 人を超える乗船者を運送する特殊目的船の設備は SOLAS 条約第 II-1 章 D 部第 45.11 規則の規定にも適合しなければならない。

第 5 章

定期的に無人となる機関区域

5.1 5.2 項に従うことを条件として、SOLAS 条約附属書第 II-1 章 E 部の規定（第 46 規則を除く。）に適合しなければならない。

5.2 240 人を超える乗船者を運送する特殊目的船

240 人を超える乗船者を運送する特殊目的船については、その機関区域が定期的に無人となるかどうか、また定期的に無人となるときは、通常人員が配置される機関区域の安全性に相当する安全性を確保するため、この章の規定を上回る必要な追加要件が必要かどうかにつき、主管庁が特別の考慮を払わなければならない。

第 6 章

防 火

6.1 240 人を超える乗船者を運送する船舶については 36 人を超える旅客を運送する旅客船に対する SOLAS 条約附属書第 II-2 章の要件を適用しなければならない。

6.2 60人を超え240人以下の乗船者の運送に従事する船舶については、36人以下の旅客の運送に従事する旅客船に対する SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章の要件を適用しなければならない。

6.3 60人以下の乗船者の運送に従事する船舶については、貨物船に対する SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章の規定を適用しなければならない。

第7章

危険物

7.1 特殊目的船は、IMDG コードに従って分類された広範囲の危険物であって、科学的又は測量のための作業若しくは他の用途に使われるものを運送することがある。それら危険物は、しばしば船舶の貯蔵品として運送され、船上で使用されるため、IMDG コードの規定に従わない。ただし、貨物として船積みされ、船上で使用されない危険物は、IMDG コードの規定に疑義なく従う。

7.2 IMDG コードは、船舶の貯蔵品として運送され、船上で使用される危険物に適用されないが、特殊目的船による安全な積載、取り扱い及び運送に関連する規定が盛り込まれている。また、IMDG コードには、電気設備、配線、消火設備、通風機械、喫煙に関する規定及び特殊設備に関する要件が盛り込まれている。規定の中には、一般的で全ての分類の危険物に適用されるものもあるが、例えばクラス1の火薬類のように特殊なものもある。

7.3 従って、危険物の運送を計画する際は、しかるべき IMDG コードの規定を考慮することが重要である。それにより、構造、荷積み、積載、隔離及び運送に関する適切な規定が実施されるよう、関連規定を考慮されう。

7.4 IMDG コードは、船舶の貯蔵品には適用されないが、船長及び船舶の貯蔵品の使用に責任を有する乗船者は、IMDG コードの規定を認識し、かつ、可能な場合はいつでも、優良事例として当該規定を適用すべきである。

7.5 危険物を使用した際の積載方法、人員保護及び緊急時対応手順並びに開封した危険物の引き続いての積載に関する問題点は、総合的安全評価を用いて扱わなければならない。そのような総合的安全評価を行うためには、IMDG コードの規定に加え、当該危険物の生産者と相談、及び安全データシートを参照しなければならない。

7.6 IMDG コードの規定は、損傷がなく未開封で梱包されていることが前提となっており、また、爆発性の物品又は物質を完全な梱包状態から取り除くことは、IMDG コードの分類からの除外になりうる。危険物が使用後も残っている場合、同等の安全レベルが保持されるよう総合的安全評価を実施する際は、この点を考慮しなければならない。

第8章

救命設備

8.1 SOLAS 条約附属書第三章の要件は、次に掲げるところにより適用しなければならない。

8.2 60 人を超える乗船者を運送する特殊目的船は、SOLAS 条約附属書第三章の短国際航海以外の国際航海に従事する旅客船の規定に適合しなければならない。

8.3 第 8.2 項の規定にかかわらず、60 人を超える乗船者を運送する船舶は、SOLAS 条約附属書第三章第 21.1.1 規則の代わりに、SOALS 条約第三章第 21.1.5 規則の規定に適合させることができる。この場合、少なくとも 2 の救助艇を要求する SOLAS 条約附属書第三章第 21.2.1 規則の規定にも従うこと。

8.4 60 人以下の乗船者を運送する特殊目的船は、SOLAS 条約附属書第三章のタンカー以外の貨物船の規定に適合しなければならない。ただし当該船舶が 60 人を超える乗船者を運送する船舶の区画に関する規定を満足する場合には、8.2 の規定に従って救命設備を積載することができる。

8.5 SOLAS 条約附属書第三章第 2 規則、第 19.2.3 規則、第 21.1.2 規則、第 21.1.3 規則、第 31.1.6 規則及び第 31.1.7 規則並びに LSA コードの 4.8 及び 4.9 項の規定は特殊目的船には適用しない。

8.6 SOLAS 条約附属書第三章において「旅客」という用語が用いられる場合、このコードの適用にあたり、当該用語は特殊乗船者を意味するものとする。

第9章

無線通信

特殊目的船は、SOLAS 条約附属書第 IV 章の貨物船に対する規定に適合しなければならない。ただし主管庁はここに定める要件よりも高度の要件を課する権限を有するものとする。

第10章

航行の安全

すべての特殊目的船は、SOLAS 条約附属書第 V 章の規定に適合しなければならない。

第11章

保安

すべての特殊目的船は、SOLAS 条約附属書第 XI-2 章の規定に適合しなければならない。

特殊目的船安全証書
SPECIAL PURPOSE SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、設備の記録（様式SPS）によって補足される。
This Certificate should be supplemented by a Record of Equipment (Form SPS)



日本国
JAPAN

決議MSC.266によって改正された2008年の特殊目的船安全コードの規定に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued in compliance with the provisions of the CODE OF SAFETY FOR SPECIAL PURPOSE SHIPS, 2008 as adopted by resolution MSC.266(84) under the authority of the Government of JAPAN

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

認められた航行海域（SOLAS条約第IV章第2規則）

Sea areas in which ship is certificated to operate (SOLAS regulation IV/2)

国際海事機関船舶識別番号

IMO number

船舶の特殊な目的

Ship's special purpose

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくはは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which keel was laid or ship was of a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced.

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶がコードの1.6の規定に従って検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of 1.6 of the Code.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。

That the survey showed that:

2.1 この船舶が次の事項についてコードに定める要件を満たしていること。

the ship complied with the provisions of the Code as regards:

1 船体、主機及び補機並びにボイラーその他の圧力容器

the structure, main and auxiliary machinery, boilers and other pressure vessels; and

2 水密区画の配置及び詳細

the watertight subdivision arrangements and details;

2.2 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図についてコードに定める要件を満たしていること。

the ship complied with the provisions of the Code as regards structural fire protection, fire safety systems and appliances and fire control plans;

2.3 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が、コードの定める要件に従って備えられていること。

the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the provisions of the Code;

2.4 この船舶が救命索発射機及び救命設備において使用する無線設備をコードに定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the provisions of the Code;

2.5 この船舶が無線設備についてコードに定める要件を満たしていること。

the ship complied with the provisions of the Code as regards radio installations;

2.6 救命設備において使用する無線設備の機能がコードに定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the provisions of the Code;

2.7 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物についてコードに定める要件を満たしていること。

the ship complied with the provisions of the Code as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

2.8 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置をコード及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the provisions of the Code and the International Regulations for Preventing Collisions of Sea in force;

2.9 他の全ての事項について、この船舶がコードの関係規定に適合していること。

in all other respects the ship complied with the relevant provisions of the Code.

3 免除証書が、発給されている/発給されていないこと。

That an Exemption Certificate has/has not* been issued.

4 改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき発給された条約証書を受有している/受有していないこと。

That the ship has/has not* been provided with certificates issued under SOLAS, as amended.

この証書は、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until

この証書の基となる検査が完了した日:.....

Completion date of the survey on which this certificate is based:.....

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査に係る裏書
**ENDORSEMENT FOR ANNUAL SURVEYS RELATING TO HULL, MACHINERY
AND EQUIPMENT REFERRED TO IN SECTION 2.1 OF THIS CERTIFICATE**

上記のコードの1.6の規定により要求される検査において、この船舶が同コードの関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by 1.6 of the Code, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code.

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

この証書の2.2から2.4まで、2.6から2.8まで及び2.9の救命設備その他の設備に関する
年次検査及び定期的検査に係る裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND PERIODICAL SURVEYS RELATING TO
LIFE-SAVING APPLIANCES AND OTHER EQUIPMENT REFERRED TO
IN SECTIONS 2.2, 2.3, 2.4, 2.6, 2.7, 2.8 AND 2.9
OF THIS CERTIFICATE

上記のコードの1.6の規定により要求される検査において、この船舶が同コードの関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by 1.6 of the Code, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code.

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査/定期的検査
Annual/periodical survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査/定期的検査
Annual/periodical survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査
Annual survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

この証書の2.5の無線設備に関する定期的検査に係る裏書
**ENDORSEMENT FOR PERIODICAL SURVEYS RELATING TO RADIO
INSTALLATIONS REFERRED TO IN SECTION 2.5 OF THIS CERTIFICATE**

上記のコードの1.6の規定により要求される検査において、この船舶が同コードの関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by 1.6 of the Code, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code.

定期的検査
periodical survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

定期的検査
periodical survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

定期的検査
periodical survey:

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

年次検査
Annual survey:

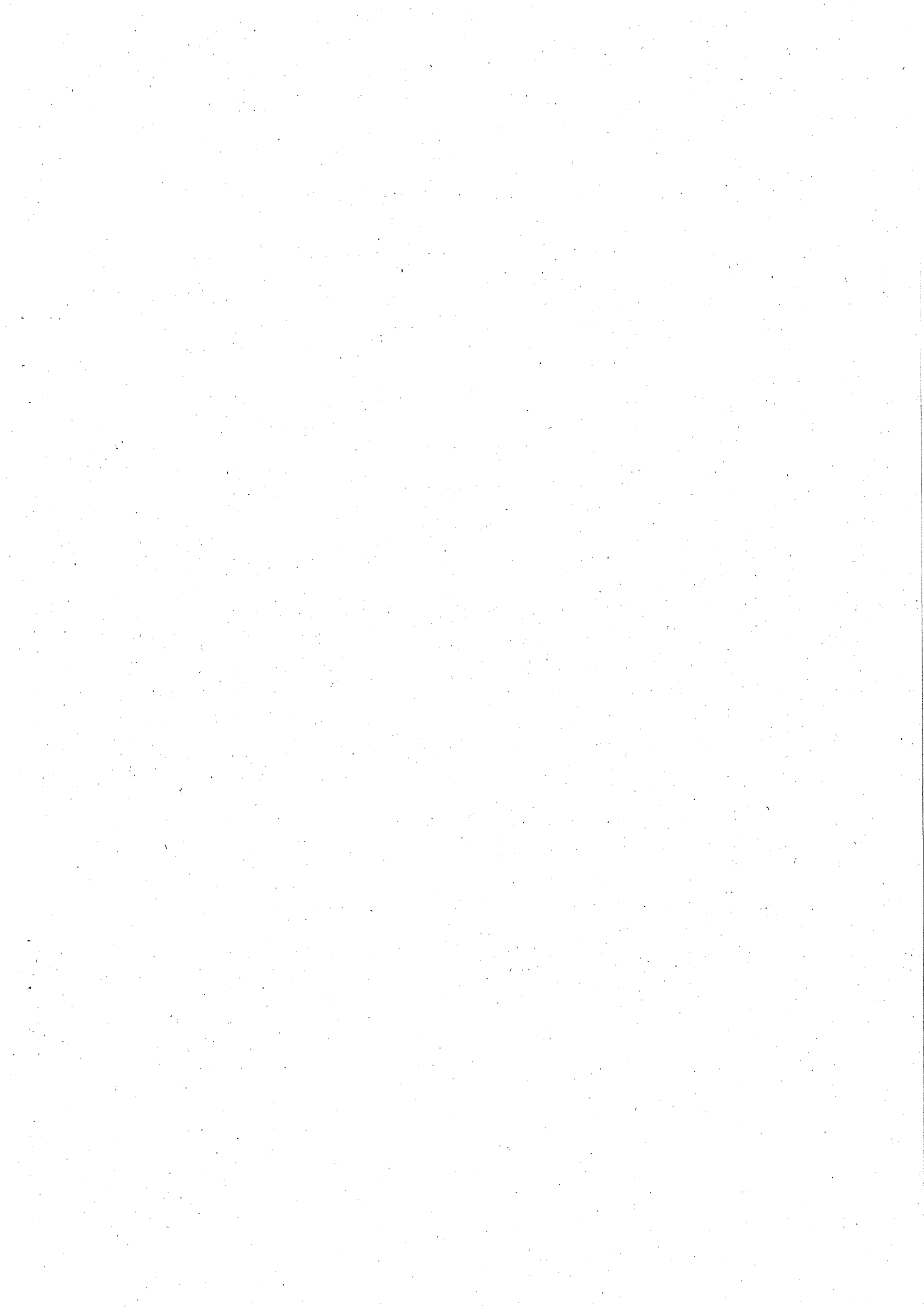
署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....

この証書の延期に係る裏書
ENDORSEMENT FOR THE EXTENSION OF THE CERTIFICATE

この船舶は、上記のコードの関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同コード1.7.3の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Code and this Certificate should, in accordance with 1.7.3, be accepted as valid until

署名
Signed:.....
場 所
Place:.....
日
Date:.....



特殊目的船安全証書のための設備の記録 (様式SPS)

Record of Equipment for the Special Purpose Ship Safety Certificate (Form SPS)

この記録は、常に特殊目的船安全証書に添付しなければならない。

This Record should be permanently attached to the Special Purpose Ship Safety Certificate.

特殊目的船安全コードに係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE
CODE OF SAFETY FOR SPECIAL PURPOSE SHIPS

1 船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

認められた特殊目的のための乗船者数 (旅客を含む)

Number of persons on board (including passengers) for which certified

無線設備を操作する資格を有する者について最低限度の人数

Minimum number of persons on board with required qualifications to operate
the radio installations

2 救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1 備えている救命設備		総計	人分
Total number of persons for which life-saving appliances are provided	
		げん 左 舷 Port side	げん 右 舷 Starboard side
2 救命艇の総数	Total number of lifeboats
2.1 救命艇に収容される人数の総計	Total number of persons accommodated by them
2.2 部分閉囲型の救命艇 (第三章第 31 規則及び LSA コード 4.6) の数	Number of partially enclosed lifeboats (regulation III/31 and LSA Code, section 4.6)
2.3 自己復原部分閉囲型の救命艇 (第三章第 31 規則及び LSA コード 4.8) の数	Number of self-righting partially enclosed lifeboats (regulation III/31 and LSA Code, section 4.8)
2.4 全閉囲型の救命艇 (第三章第 31 規則及び LSA コード 4.9) の数	Number of totally enclosed lifeboats (regulation III/31 and LSA Code, section 4.9)
2.5 その他の救命艇	Other lifeboats
2.5.1 数	Number
2.5.2 型	Type
3 発動機付救命艇の数 (2 の救命艇の総数に含まれる)	Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数	

Number of lifeboats fitted with searchlights	-----
4 救助艇の数 Number of rescue boats	-----
4.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above	-----
5 救命いかだ Liferafts	-----
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required	-----
5.1.1 救命いかだの数 Number of liferafts	-----
5.1.2 救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them	-----
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required	-----
5.2.1 救命いかだの数 Number of liferafts	-----
5.2.2 救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them	-----
6 救命浮器 Buoyant apparatus	-----
6.1 救命浮器の数 Number of apparatus	-----
6.2 救命浮器に支えられる人数 Number of persons capable of being supported	-----
7 救命浮環の数 Number of lifebuoys	-----
8 救命胴衣の数 Number of lifejackets	-----
9 イマーション・スーツ Immersion suits	-----
9.1 総数 Total number	-----
9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	-----
10 保温具の数 Number of thermal protective aids	-----
11 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	-----
11.1 レーダー・トランスポンダの数 Number of radar transponders	-----
11.2 双方向 VHF 無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	-----

3 無線設備の詳細

Details of radio facilities

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1 主な設備 Primary systems	

1.1	VHF無線設備 VHF radio installation	
1.1.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.1.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.1.3	無線電話 Radiotelephony	
1.2	MF無線設備 MF radio installation	
1.2.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.2.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.2.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3	MF・HF無線設備 MF/HF radio installation	
1.3.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.3.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.3.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3.4	直接印刷電信 Direct-printing telegraphy	
1.4	インマルサット船舶地球局 INMARSAT ship earth station	
2	警報のための補助手段 Secondary means of alerting	
3	海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1	ナビテックス受信機 NAVTEX receiver	
3.2	高度集団呼出受信機 EGC receiver	
3.3	HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	
4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	
4.2	インマルサット INMARSAT	
5	VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	
6	船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder	

4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第IV章第15規則6及び7)

Methods used to ensure availability of radio facilities (SOLAS regulations IV/15.6 and 15.7)

4.1 設備の二重化

Duplication of equipment

4.2 陸上保守

Shore-based maintenance

4.3 船上保守

At-sea maintenance capability

5 航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

<p>項目 Item</p>	<p>実際の措置 Actual provision</p>
<p>1.1 磁気コンパス Standard magnetic compass</p>	<p>-----</p>
<p>1.2 予備の磁気コンパス、羅盆 Spare magnetic compass</p>	<p>-----</p>
<p>1.3 ジャイロ・コンパス Gyro compass</p>	<p>-----</p>
<p>1.4 ジャイロ・レピータ (非常操舵場所での船首方位情報用) Gyro compass heading repeater</p>	<p>-----</p>
<p>1.5 ジャイロ・レピータ (全方位の測定用) Gyro compass bearing repeater</p>	<p>-----</p>
<p>1.6 自動操舵装置 (船首方位制御方式又は航跡制御方式) Heading or track control system</p>	<p>-----</p>
<p>1.7 方位測定コンパス装置 (ペロラスを含む。) Pelorus or compass bearing device</p>	<p>-----</p>
<p>1.8 船首方位及び方位の修正手段 Means of correcting heading and bearings</p>	<p>-----</p>
<p>1.9 船首方位伝達装置 (THD) Transmitting heading device (THD)</p>	<p>-----</p>
<p>2.1 海図又は電子海図情報表示装置 (ECDIS) Nautical charts/Electronic chart display and information system (ECDIS)</p>	<p>-----</p>
<p>2.2 ECDIS の予備装置 Back up arrangements for ECDIS</p>	<p>-----</p>
<p>2.3 航海用刊行物 Nautical publications</p>	<p>-----</p>
<p>2.4 電子航海用刊行物の予備装置 Back up arrangements for electronic nautical publications</p>	<p>-----</p>
<p>3.1 衛星航法装置又は無線航法装置 Receiver for a global navigation satellite system/ terrestrial radionavigation system</p>	<p>-----</p>
<p>3.2 航海用レーダー (9GHz) 9GHz radar</p>	<p>-----</p>
<p>3.3 第2番目の航海用レーダー (3GHz 又は9GHz) Second radar (3GHz/ 9GHz)</p>	<p>-----</p>
<p>3.4 自動衝突予防援助装置 (ARPA) Automatic radar plotting aid (ARPA)</p>	<p>-----</p>
<p>3.5 自動物標追跡装置 Automatic tracking aid</p>	<p>-----</p>
<p>3.6 第2番目の自動物標追跡装置 Second automatic tracking aid</p>	<p>-----</p>
<p>3.7 電子プロットング装置 Electronic plotting aid</p>	<p>-----</p>
<p>4 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)</p>	<p>-----</p>
<p>5.1 航海情報記録装置 (VDR) Voyage data recorder (VDR)</p>	<p>-----</p>

